

公 告

【注意事項】

※愛知県が発注する工事であっても担当する局により参加要件等が異なる場合がありますので、本入札に参加を希望する者は本公告を熟読して申込をすること。

※本公告の記載内容に不明な点がある場合には、必ず愛知県西三河水道事務所管理課まで問い合わせること。

次のとおり事後審査方式一般競争入札（電子入札・特別簡易型総合評価落札方式）に付します。

本入札の総合評価落札方式は価格据置型です。

なお、入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとします。

令和8年10月1日

愛知県西三河水道事務所
所長 石塚 友和

1 対象工事の概要

(1) 工事名

第2北部幹線第1工区連絡線（その1）配水管製作接合工事

(2) 路線等の名称

第2北部幹線

(3) 工事場所

安城市篠目町地内

(4) 工期

契約の翌日から令和10年1月31日まで

(5) 工事の概要

金抜設計書を参照すること。

本件工事は、建設現場の遠隔臨場に関する発注者指定型の試行対象工事である。

(6) 予定価格等

ア 予定価格 金167,684,000円

（うち消費税及び地方消費税の額 金15,244,000円）

イ 基準価格 有、失格判断基準 有

(7) 入札方法等

ア 本入札は、あいち電子調達共同システム（CALS／EC）における電子入札サブシステム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードにより、利用者登録を行わなければなりません。

イ 詳細な入札方法は、愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領によるものとします。

（<https://www.pref.aichi.jp/>「ネットあいち」－「しごと・産業」－「入札・契約・公売情報」－「入札契約関連情報」－「企業庁 入札・契約関係情報」参照）

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

なお、契約希望金額を見積もる際は、別冊の設計書のうち内訳表、明細表及び単価表に明示された条件及び数量を優先してください。

エ 入札の回数は1回とします。入札書に併せて必ず工事費内訳書を送信してください。

オ 本入札は、設計書、図面及び仕様書（以下「設計図書」という。）の閲覧を電子で行う入札です。

(8) 本件工事は、総合評価技術資料（以下「技術資料」という。）を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価（特別簡易型）落札方式です。

2 競争参加資格

本件工事の入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を備えた者としてします。

(1) 鋼構造物工事業及び水道施設工事業について、愛知県企業庁が発注する建設工事の競争入札に参加する資格を有する者であること。

(2) 令和8年度及び令和9年度の愛知県企業庁入札参加資格者名簿に登録されている営業所（主たる営業所

含む。)の所在地が愛知県内にあり、当該営業所で鋼構造物工事業及び水道施設工事業を営んでいること。

なお、「営業所」とは、建設業法第3条に規定する営業所をいいます(以下同じ。)

また、「主たる営業所」とは、建設業法に基づく建設業の許可申請時(変更申請含む。)に届け出た主たる営業所をいいます(以下同じ。)

- (3) 令和8年度及び令和9年度の愛知県企業庁における入札参加資格の認定において認定された鋼構造物工事業の総合点数が1260点以上又は水道施設工事業の総合点数が1120点以上であること。
- (4) 元請として、過去15年間(平成23年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日まで。)に、次に掲げる工事を完了・引渡した実績(以下「参加資格施工実績」という。)があること。なお、共同企業体の構成員としての参加資格施工実績は、出資比率が20%以上の工事に限ります。また、経常建設共同企業体として参加申込みをする場合で、当該共同企業体としての参加資格施工実績が無い場合は、構成員の1者が元請としての施工実績を有していること。

【施工実績】

口径700mm以上かつ延長100m以上の水輸送用もしくは水道用塗覆装鋼管を使用した水道管又は工業用水道管接合工事

- (5) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 入札参加申込書兼技術資料の提出日から本件工事の落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (7) 入札参加申込書兼技術資料の提出日から本件工事の落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」(平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結)及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。
- (8) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなします。
- (9) 入札参加を希望する者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

- (ア) 親会社等(会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。)と子会社等(同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。)の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等(会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。)の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。)である場合を除く。

- (ア) 一方の会社等の役員(会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - ① 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ② 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ③ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - ④ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - c 会社法第575条第1項に規定する持分会社(合名会社、合資会社又は合同会社をいう。)の社員(同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。)
 - d 組合の理事
 - e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずる者
 - (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人(民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人をいう。以下同じ。)を現に兼ねている場合
 - (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (10) 本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者でないこと。
ア「本件工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者です。

日本水工設計株式会社

- イ「当該受託者と資本関係又は人的関係がある建設業者」とは、次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当する者です。

（ア）資本関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合

- a 親会社等と子会社等の関係にある場合
- b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（イ）人的関係

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、以下のいずれかに該当する場合。ただし、a については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

- a 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
- b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

（ウ）その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

設計業務等の受託者と建設業者の関係が、組合（共同企業体及び設計共同体を含む。）とその構成員の関係にある場合その他上記（ア）又は（イ）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

- (11) 愛知県企業庁が発注した鋼構造物工事業及び水道施設工事業に係る工事について、愛知県企業庁工事請負業者選定要領第4条第6項に基づく非指名措置を受けている場合は、入札参加申込書兼技術資料の提出日までに、指名しないこととしている期間が満了していること。

3 入札関係図書の配布等

(1) 設計図書について

設計図書の閲覧及び配布の電子化をしておりますので、設計図書をあいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

アドレス：<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

なお、設計図書がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県西三河水道事務所

住所 安城市住吉町茅原8-2（郵便番号446-0072）

電話 0566-98-5651

電子メール nishimikawa-suido@pref.aichi.lg.jp

イ ダウンロードできる期間

令和8年10月1日（木）午前9時から令和8年10月26日（月）午後5時まで

(2) 本公告及び入札関係図書に対する質問及び回答

- ア 本公告及び入札関係図書に対する質問は、次のとおり文書（愛知県西三河水道事務所長あてとし、代表者名によるもの。様式自由）を郵送、電子メール又は持参により受付期間内必着で提出してください。なお、電子メールにより提出する場合の留意事項は、15(9)のとおりです。（以下同じ。）

（ア）受付場所

（1）アに同じ。

（イ）受付期間

令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月16日（金）午後5時まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）

なお、持参する場合は、上記期間の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とします。

- イ 上記の質問に関する回答は、質問書受領後速やかに行います。

なお、その回答書は、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の「入札情報サービス」において、本件入札公告を掲示しているダウンロードページに、添付資料として掲載します。

【掲載期間】

令和8年10月2日（金）午前9時から令和8年10月26日（月）午後5時まで

4 入札参加申込書兼技術資料の提出期間等

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札参加申込書兼技術資料（技術資料（加算点申告表）及び加算点算出チェックリストを含む。）を電子入札システムにより提出しなければなりません。

なお、入札参加申込書兼技術資料については、圧縮ファイル（ZIP形式）を使用して、1つの添付ファイルとして送信してください。このとき、添付ファイルの大きさは1MB（メガバイト）以下でなければ、受け付けることができませんので注意してください。

また、入札参加申込書兼技術資料及びその他必要な書類の様式等については、あいち電子調達共同システム（CALS/E C）の入札情報サービスの入札公告からダウンロードしてください。

【アドレス】

<https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

- (2) 入札参加申込書兼技術資料の提出期間

令和8年10月1日（木）午前9時から

令和8年10月15日（木）午後5時まで

なお、上記の期限までに入札参加申込書兼技術資料を提出していない者は、入札に参加することができません。

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

5 入札書及び工事費内訳書の提出期間

令和8年10月23日（金）午前9時から

令和8年10月26日（月）午後5時まで（入札書受付締切予定日時）

（電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日及び休日を除いた日の午前8時から午後8時まで。）

6 開札予定日時及び開札場所

- (1) 開札予定日時

令和8年10月27日（火）午前9時

- (2) 開札場所

3(1)アに同じ。

7 入札保証金

入札保証金の納付については、免除します。

8 入札の無効

- (1) 愛知県企業庁財務規程（昭和55年企業庁管理規程第14号。以下「財務規程」という。）第159条（入札の無効）及び愛知県企業庁建設工事等電子入札実施要領第15条（電子入札の無効）に該当する入札は、無効とします。

- (2) 本公告に示した入札参加資格のない者が行った入札、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした者のした入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示した条件等の入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、落札決定時において2に掲げる資格のない者は、入札参加資格のない者に該当します。

また、入札書受付締切予定日時までに送信のない入札、必要な提出書類のない入札、電子署名及び電子証明書のない入札も無効とします。

- (3) 工事費内訳書の内容に不備（入札書の提出者名の誤記、工事件名の誤記、入札金額と内訳書の総額の著しい相違等）がある場合には、無効とします。

9 落札者の決定方法

- (1) 1(6)アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、別記「総合評価落札方式に関する事項」で算定された評価値が最大の者を落札候補者として事後審査を行い、入札参加資格を有すること及び技術資料の内容を確認した上で落札者とし、全ての入札参加者に対し落札者決定通知書を送信するものとします。なお、評価値最大の者が複数いた場合は、電子くじにより落札候補順位を決定します。

ア 基準価格

落札候補者の入札価格が愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条の基準価格を下回った場合において、その者により当該契約書の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると、著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち、次順位の評価値をもって入札した者を新たな落札候補者とします。

イ 失格判断基準

入札価格が基準価格を下回った者で、かつ、入札価格の積算内訳の費目別金額が愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第4条の失格判断基準のいずれかに該当した場合は、その者の入札は失格となります。

- (2) 落札候補者は、開札日から起算して2日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に事後審査に必要な書類（審査に必要な添付資料を含む。）を郵送、電子メール又は持参により、提出期間内必着で提出しなければなりません。ただし、評価値が最大の者でない場合でも、事後審査に必要な書類を求めることがあります。

ア 事後審査に必要な書類の提出場所

3(1)アに同じ。

イ 提出部数

1部

ウ 落札候補者の事後審査の結果、入札参加資格を有しないことが判明した場合は、適格者が確認できるまで、次順位の評価値の者を新たな落札候補者として事後審査を行うものとします。この場合は、(2)の「開札日」を「上位の落札候補者の審査が終了した日」と読み替えるものとします。また、技術資料を審査した結果、評価値が次順位の評価値を下回った場合も同様の取扱いとします。

エ 技術資料の審査については、別記「総合評価落札方式に関する事項」2(5)のとおりとします。

オ その他

(ア) 提出書類に係る費用は、提出者の負担とします。

(イ) 提出された書類は申請者に返却しません。なお、原則として公表せず、無断で使用することはしないものとします。

(ウ) 本件工事は事後審査方式のため、落札候補者に対してのみ審査を行います。後日公表するそれ以外の入札参加者の評価点・評価値は申請に基づくものであり、審査したものではありません。

- (3) 事後審査において入札参加資格がないと認められた者は、その理由の説明を求めることができます。説明を求めるときは、入札参加資格不適格通知書の通知日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に、その旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出しなければなりません。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）以内に書面で回答します。

10 契約書作成の要否

要

11 契約保証金等

- (1) 落札者は、財務規程第132条の規定に基づく契約保証金を納めなければなりません。

- (2) 落札者が、次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全額又は一部の納付を免除するものとします。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 県を債権者とする公共工事履行保証証券による保証を付したとき。

- (3) 契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができます。

ア 有価証券（利付き国債又は愛知県公債）の提供

イ 銀行等（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関）又は保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社）の保証

- (4) (1)から(3)に掲げる契約の保証は契約の締結までに付さなければなりません。

12 支払条件

愛知県企業庁公共工事請負契約約款の規定に基づき前金払及び部分払を行います。

ただし、部分払の金額は、約款第38条第6項の規定にかかわらず次の式により算定します。なお、出来形パーセントは、小数第1位までとし、小数第2位以下は切捨てとします。

①前払金を支払った場合

第1年度目の部分払請求額＝（全体契約金額×出来形パーセント×0.9）－（前払金支払済額×全体契約金額×出来形パーセント÷当該事業年度支払限度額）－部分払済額

第2年度目の部分払請求額＝（全体契約金額×出来形パーセント×0.9）－（前払金支払済額×出来形パーセント）－部分払済額

②前払金を支払わない場合

部分払請求額＝全体契約金額×出来形パーセント×0.9－部分払済額

13 関連情報を入手するための照会窓口

3(1)アに同じ。

14 特定の不法行為に対する措置

- (1) 本件契約に関し、談合、贈賄等不正な事実が判明した場合には、損害賠償を請求します。また、損害賠償の請求に併せて本件契約を解除することがあります。
- (2) 本件契約に関し、妨害又は不当要求を受けた場合は、速やかに県に報告するとともに警察へ被害届を提出しなければなりません。これを怠った場合は、指名停止措置又は競争入札による契約若しくは随意契約において契約の相手方としない措置を講ずることがあります。
- (3) 契約を締結するまでの間に、落札者が愛知県建設工事等指名停止取扱要領の別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当することが明らかになった場合、又は、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に掲げる排除措置（以下「排除措置」という。）の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、契約を締結しないことがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。
- (4) 本件契約の締結後、請負者が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合には、本件契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。
- (5) 本件契約の履行にあたって、請負者が工事の下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約（以下「下請契約等」という。）を締結した場合において、下請契約等の相手方が排除措置の対象となる法人等のいずれかに該当することが明らかになった場合は、発注者は、下請契約等の解除を求めることがあります。このとき、請負者が下請契約等の解除に応じなかった場合は、請負者との契約を解除し、損害賠償を請求することがあります。この場合、愛知県は一切の損害賠償の責を負いません。

15 その他

- (1) 入札参加者は、本公告を熟読し、公正かつ適正に入札すること。
- (2) 入札参加申込書兼技術資料、事後審査に必要な書類等に虚偽の記載をした場合においては、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (3) 現場説明会は実施しません。
- (4) 事後審査に必要な書類等の記載内容が不明確で本件工事の入札参加資格を確認できない場合には、説明を求めることがあります。
- (5) 1(4)に記載した工期は、事情により変更することがあります。
- (6) 配置予定の主任（監理）技術者等について
 - ア 工事工期が重複する複数の工事（他の機関の発注も含む。）に同一の主任（監理）技術者を配置予定の技術者とした入札に参加している場合は、それらの工事の入札のうち一つの入札の落札者又は落札候補者と決定された時点で、それ以降に行われるその他の入札は辞退しなければなりません（専任性が求められない場合を除く）。この場合は入札書の提出期間内に、入札辞退届を送信してください。
なお、入札書を送信した後に辞退する事由が生じた場合は、3(1)アと同じ場所に辞退する旨を連絡し、速やかに辞退届を書面で提出してください。
 - イ 実際の工事に当たって、事後審査に必要な書類に記載した配置予定の主任（監理）技術者を変更できるのは、死亡、傷病、出産、育児、介護又は退職等の場合に限りです。
- (7) 工事施工中又は施工後に、施工体制等について点検・調査を行うことがあります。点検・調査の対象となった場合、当該点検・調査に協力しなければなりません。点検・調査に協力しなかった場合、又は点検・調査に虚偽の申告をした場合には、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を行うことがあります。
- (8) 業種ごとに、過去2カ年度の愛知県企業庁発注の工事成績に60点未満があった場合、一定期間（最長6か月）入札に参加できないことがあります。
- (9) 電子メールを利用して書類を提出する場合、添付ファイルの大きさは15MB以下でなければ受け付けることができませんので注意してください。なお、電子メールにより書類を提出する場合は、受信確認を行うため、送信後に提出した旨を電話連絡してください。県において電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は期限内に県に提出されなかったものとみなします。
- (10) 別記「総合評価落札方式に関する事項」2 評価項目と評価基準及び事後審査に係る書類に記載されている愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含まれません。
- (11) 本件契約は、電子契約（立会人型電子契約サービスを利用して行う契約）又は紙の契約書による契約手続きを選択できます。電子契約を希望する場合は（別紙2）電子契約利用申込書により、入札参加申込書兼技術資料提出時に併せて提出してください。

- (12) 問い合わせ先（関連情報を入手するための照会窓口）
3（1）アに同じ。

別記「総合評価落札方式に関する事項」

本件工事における総合評価落札方式の評価方法については、次のとおりです。

1 評価値の算出方法

入札参加者が提出した技術資料に基づき、2の項目を評価して加算点を計算します。

評価値は①式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{入札価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{①}$$

ただし、入札価格が、愛知県企業庁低入札価格調査等実施要領第3条により定められた基準価格（以下「基準価格」という。）を下回る場合は、①式を適用せず、入札価格にかえて据置価格を代入した次の②式で計算します。

$$\text{評価値} = \{(\text{標準点} + \text{加算点}) \div \text{標準点}\} \div (\text{据置価格} \div \text{予定価格}) \quad \cdots \cdots \text{②}$$

②式における据置価格は、基準価格と同じです。

標準点は100点であり、今回の加算点合計は最大23.5点です。

2 評価項目と評価基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点します。

(1) 企業の技術力に関する事項（配点10.5点）

評価項目	評価基準	加算点
①企業評価対象工事の施工実績（過去15年間：平成23年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの） ※1	3件以上の実績あり	3点
	2件の実績あり	2点
	1件の実績あり	1点
	実績なし	0点
②愛知県企業庁発注工事の工事成績評定点の平均点（過去10年間：平成28年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもので任意の3件） ※2	84点以上	5点
	82点以上84点未満	4点
	80点以上82点未満	3点
	78点以上80点未満	2点
	76点以上78点未満	1点
	76点未満又は実績なし	0点
③愛知県発注工事の優良工事表彰の有無（過去10年間：平成28年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに受賞したもの）（最大2点） ※3	企業庁発注工事の表彰2件以上の実績あり	2点
	企業庁発注工事の表彰と県その他発注工事の表彰各々1件の実績あり	1.5点
	企業庁発注工事の表彰1件の実績あり	1点
	県その他発注工事の表彰2件以上の実績あり	
	県その他発注工事の表彰1件の実績あり	0.5点
	実績なし	0点
④ISO9001認証取得の有無 ※4	取得あり	0.5点
	取得なし	0点

注意事項（各欄の記入に際しては各評価欄の注意事項を参照すること。）

※1、※2、※3、※4について

評価項目①から④について、共同企業体で受注したものである場合及びこの入札の参加者が共同企業体である場合の取扱いは、末尾に掲げる別表のとおりとします。

企業の合併・統合・再編による過去の実績も評価しますが、契約時が愛知県内の営業所の実績を対象とします。

※1について

ア 企業評価対象工事とは、国及び地方公共団体又は特殊法人等（以下「国等」という。）が発注した工事において、元請として完了・引渡した次に掲げる工事です（「特殊法人等」に該当する機関については、（別紙1）を参照。）。

【企業評価対象工事】

口径900mm以上かつ延長300m以上の水輸送用もしくは水道用塗覆装鋼管を使用した水道管又は工業用水道管接合工事

イ この入札に参加する営業所の施工実績だけでなく、愛知県内にある他の営業所の施工実績も対象とします。また、施工実績には愛知県外の実績も含まれます。

※2について

ア 愛知県企業庁発注工事に限るものとし、元請として完了・引渡した工事について対象とします。ただし、保全工事（除草工等）の工事成績評定点は実績として認めません。

イ 平均点は、企業庁の任意の工事成績評定点3件の平均とします。ただし、3件に満たない場合は、3件に対し不足する件数の工事成績評定点を、それぞれ75点とみなして平均を算出します。

ウ 平均点は3つの点数を3で割り小数点第2位を四捨五入し小数点第1位まで求めます。

※3について

ア 愛知県発注工事（「愛知県企業庁」のほか、県その他（「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」及び「愛知県農業水産局又は農林基盤局」）で、愛知県知事又は愛知県企業庁長からの表彰を対象としますが、表彰の対象は合計2件までとします。

イ 表彰状の日付が当該期間内のものを実績として認めます。

※4について

この入札に参加する営業所が認証されていること。

（2）配置予定技術者の能力に関する事項（配点7点）

評価項目		評価基準	加算点
①技術者評価対象工事の施工実績（過去15年間：平成23年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの） ※1		実績あり	2点
		実績なし	0点
②愛知県発注工事の工事成績評定点（過去10年間：平成28年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに完了・引渡したもの）（最大5点） ※2	②－1 企業庁発注の 技術者評価対象工事の 工事成績評定点1件 ※2	84点以上	5点
		82点以上84点未満	4点
		80点以上82点未満	3点
		78点以上80点未満	2点
		76点以上78点未満	1点
		76点未満又は実績なし	0点
	②－2 上記以外の企業庁発注工事 又は県その他発注工事の 工事成績評定点1件 ※2	85点以上	3点
		82点以上85点未満	2点
		80点以上82点未満	1点
		80点未満又は実績なし	0点

注意事項（各欄の記入に際しては各評価欄の注意事項を参照すること。）

※1、※2について

ア 評価項目①と評価項目②の実績は同一人のもので、本件工事に配置予定の監理技術者又は主任技術者（以下「配置予定技術者」という。）の実績について記入すること。入札参加申込の時点で配置予定技術者を特定することができない場合は、配置予定技術者のすべての候補の中から、評価項目①と評価項目②の加算点の合計が最も低い候補者で申込してください。

イ 評価項目①及び②について、共同企業体で受注したものである場合及びこの入札の参加者が共同企業体である場合の取扱い、末尾に掲げる別表のとおりとします。

ウ 工場製作期間と現場作業期間で配置予定技術者が異なる場合には、現場作業期間の配置予定技術者に係る実績を求めます。

※1について

ア 技術者評価対象工事とは、国等が発注した工事において、元請として完了・引渡した次に掲げる工事です。

【技術者評価対象工事】

口径900mm以上かつ延長300m以上の水輸送用もしくは水道用塗覆装鋼管を使用した水道管又は工業用水道管接合工事

イ 監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして従事した実績を求め

ます。なお、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りです。

また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、コリンズの変更届及び実施工程表等により工期において技術者評価対象工事の工期（工場製作を伴う工事は「現場作業期間」）の半分以上かつ次に掲げる主要工種に直接従事したと企業庁が認めた場合には実績経験を認めます。

【主要工種】

管接合工

※2について

ア 評価項目②－１と評価項目②－２それぞれで加算点を得ることができますが、合計した加算点は最大５点です。

イ 愛知県発注工事（「愛知県企業庁」のほか、県その他（「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」及び「愛知県農業水産局又は農林基盤局」）において、元請として完了・引渡した工事の工事成績評定点について、監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人のいずれかとして従事した実績を求めます。なお、監理技術者補佐として従事した実績については、専任で従事した実績に限りです。

また、工事の途中で監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者又は現場代理人の交代があった場合は、工期（工場製作を伴う工事は「現場作業期間」）の半分以上かつ完了時まで従事した経験を認めます。

ウ 評価項目②－１は、企業庁が発注した「技術者評価対象工事」の工事成績評定点１件を評価対象とします。

「技術者評価対象工事」は、上記の評価項目①の工事で、注意事項※１ アのとおりです。

なお、評価項目①とは企業庁発注工事であること、評価対象期間及び工事途中で交代があった場合の従事経験の取扱いが異なるので注意してください。

エ 評価項目②－２は、「評価項目②－１以外の企業庁発注工事」又は県その他（「愛知県建設局、都市・交通局又は建築局」及び「愛知県農業水産局又は農林基盤局」）発注工事の工事成績評定点１件を評価対象とします。

なお、業種、工種を問いませんが、保全工事（除草工等）、草刈り工事、指示票工事の工事成績評定点は実績として認めません。

（３）地域精通度地域貢献度に関する事項（配点６点）

評価項目	評価基準		加算点
①大規模災害時の活動に関する協定等の締結状況、水道事務所での応急復旧工事実績の有無（過去５年間：令和３年４月１日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのもの）、愛知県企業庁と災害時における応急給水支援に関する協定締結状況（最大２点）※１	愛知県企業庁の水道事務所と大規模災害時の活動に関する協定を締結中、又は、愛知県企業庁と災害時における水道資材の供給に関する協定を締結中		０.５点
	愛知県企業庁の水道事務所での応急復旧工事実績	１１件以上の実績あり	１.５点
		６件以上１０件以下の実績あり	１点
		１件以上５件以下の実績あり	０.５点
	愛知県企業庁と災害時における応急給水支援に関する協定を締結中		０.５点
	該当なし		０点
②ＩＳＯ１４００１認証取得の有無※２	取得あり		０.５点
	取得なし		０点
③女性の活躍促進への取組の有無（最大１点）※３	あいち女性輝きカンパニーの認証又は女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定若しくはプラチナえるぼし認定）あり		１点
	女性の活躍促進宣言の実施あり		０.５点
	該当なし		０点
④愛知県安全なまちづくり・交通安全パ	活動実績あり		０.５点

ートナーシップ企業登録事業での活動実績の有無 ※4	該当なし	0点
⑤休み方改革への取組実績の有無 ※5 (いずれか最大2点。加算点の合計はしない)	完全週休2日工事の実績あり	2点
	月単位の週休2日工事の実績あり	1点
	休み方改革マイスター企業認定あり	0.5点
	実績なし	0点

注意事項（各欄の記入に際しては各評価欄の注意事項を参照すること。）

※1、※2、※3、※4、※5について

評価項目①から⑤について、共同企業体で受注したものである場合及びこの入札の参加者が共同企業体である場合の取扱いは、末尾に掲げる別表のとおりとします。

※1について

ア 最大加算点は2点です。

イ 応急復旧工事とは応急工事請書による工事であること（応急業務委託請書の実績を含む）。

ウ 入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までに元請として完了・引渡した工事であること。

※2について

この入札に参加する営業所が認証されていること。

※3について

ア 最大加算点は1点です。

イ 愛知県県民文化局男女共同参画推進課が発行する「あいち女性輝きカンパニー認証書（有効期間内に限る。）」に記載の認証年月日、又は「女性の活躍促進宣言受理証明書」に記載の受理日が、入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのものを認めます。

ウ 女性活躍推進法に基づく認定（えるぼし認定若しくはプラチナえるぼし認定）については、都道府県労働局が発行する「基準適合一般事業主認定通知書」又は「基準適合認定一般事業主認定通知書」に記載の通知年月日が、入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのものを認めます。

※4について

愛知県安全なまちづくり・交通安全パートナーシップ企業登録事業での活動実績は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの活動であり、かつ、活動報告書が令和8年1月31日までに愛知県防災安全局県民安全課へ提出されているものを認めます。

※5について

ア 最大加算点は2点です。加算点の合計はしません。

イ 週休2日工事の取組証は、愛知県企業庁発注工事での鋼構造物工事業及び水道施設工事業に係る取組実績を対象とし、週休2日工事の取組証に記載されている引渡し日時が令和7年4月1日から入札参加申込書兼技術資料を提出する前日までのものを実績として認めます。

ウ 休み方改革マイスター企業認定証については、技術資料を提出する前日及び落札者決定時点において、愛知県労働局が発行する「愛知県休み方改革マイスター企業認定証」に記載の有効期間内であるものを認めます。なお、認定区分は問いません。

(4) ヒアリングについて

提出された技術資料又は配置予定技術者に対するヒアリングを行うことがあります。ヒアリングを行う場合、その日時・場所等については別途通知します。

(5) 評価項目の審査

加算点は、(1)から(3)の評価項目について各評価基準により審査して算出します。

事後審査で、入札参加者が技術資料（加算点申告表）で申告した加算点（以下、「申告した加算点」という。）と事後審査に係る書類で提出された技術資料との整合を確認します。

申告した加算点と事後審査に係る書類で提出された技術資料と記載内容が異なっていた場合、事後審査に係る書類で提出された技術資料の記述内容が事実と違っていた場合や記載漏れの場合でも再提出は認められませんが、コピーミス等による場合や、県のデータとの不整合が認められた場合には、追加で確認資料の提出を求めることがあります。なお、申告した加算点の記載がない場合は加算点を0点とみなします。

また、申告した加算点が、発注者が審査書類を確認した結果の加算点（以下、「審査した加算点」という。）より過大となる評価項目がある場合は、ペナルティーとしてその評価項目について、審査した加算点から減点を行います。減点（減じる点数）は下記の計算式のとおりです。ただし、申告した加算点が、

審査した加算点より過小となる評価項目がある場合は、その評価項目の加算点の見直しは行いません。
減点＝入札参加者が申告した加算点－審査した加算点

技術資料（加算点申告表）と事後審査に係る書類で提出された技術資料の採点判断表

	事後審査に係る書類で提出された技術資料の審査結果		
	申告した加算点が審査した加算点より過大の場合	申告した加算点が審査した加算点と整合する場合	申告した加算点が審査した加算点より過少の場合
技術資料（加算点申告表）加算点集計結果欄	審査した加算点－減点	申告した加算点採用	申告した加算点採用

- 3 技術評価点の値に疑問のある者は、その理由の説明を求められます。説明を求めるときは、落札者決定通知を受信した日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は除く。）以内にその旨を記した書面を郵送、電子メール又は持参により提出してください。

理由は、説明を求められた日の翌日から起算して5日（日曜日、土曜日及び休日は除く。）以内に書面で回答します。

提出先

（1）提出場所

公告3（2）ア（ア）に同じ。

（2）受付時間

日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時から午後5時まで（なお、持参する場合は、正午から午後1時までを除く。）。

- 4 その他別記「総合評価落札方式に関する事項」に記載されている愛知県の各組織については、令和3年4月1日の組織再編における従前の組織を含むものとします。ただし、建設局、都市・交通局及び建築局の従前の組織には平成31年3月31日以前の旧振興部は含みません。

「特殊法人等」に該当する公共工事発注機関

本公告における「特殊法人等」とは、下記に掲げるものに限りです。

- 1 国、県と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律第2条に規定されている「特殊法人等」
 - (2) 組織に県が加わっている特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・名古屋港管理組合（愛知県、名古屋市）
 - ・愛知県競馬組合（愛知県、名古屋市、豊明市）
 - (3) 地方公社
 - ① 地方道路公社法に基づく道路公社
 - (例) ・愛知県道路公社（「愛知道路コンセッション株式会社」との間で建設マネジメント契約を締結したコンストラクションマネージャー（前田建設工業株式会社中部支店）を含む）
 - ・名古屋高速道路公社
 - ② 公有地の拡大の推進に関する法律に基づき都道府県が設立した「土地開発公社」
 - ③ 地方住宅供給公社法に基づき都道府県が設立した「住宅供給公社」
 - (4) 認可（指定）法人
 - 公共（益）施設を設置又は整備する機関で、個別の法律により国の認可、指定等を受けた法人
 - (例) ・日本下水道事業団（日本下水道事業団法）
 - ・中部国際空港株式会社（中部国際空港の設置及び管理に関する法律）
- 2 市町村と同等の発注機関として認める「特殊法人等」
 - (1) 市町村が設立した特別地方公共団体（一部事務組合）
 - (例) ・△△環境管理組合
 - (2) 個別の法律により市町村が設立した法人
 - (例) ・〇〇市土地開発公社（公有地の拡大の推進に関する法律）
 - ・〇〇市住宅供給公社（地方住宅供給公社法）
- 3 上記1及び2以外の法人で、これらと同等の発注機関として認める法人

* 注意事項

- 1 特殊法人等の改革により、国関連の法人の名称、組織等が変更しているので注意すること。
- 2 旅客鉄道株式会社各社は、公共工事の入札及び契約の適正化に関する法律施行令第1条に規定がないため該当しません。
- 3 自治体が出資している法人（いわゆる第3セクター等）であっても、個別の法令により「公共工事」を発注することが認められる法人に限られます。

電子契約利用申込書

令和 年 月 日

愛知県西三河水道事務所長 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

下記入札において、電子契約を希望します。

記

- 1 開 札 日 令和8年10月27日
- 2 工 事 名 第2北部幹線第1工区連絡線（その1）配水管製作接合工事
- 3 路線等の名称 第2北部幹線
- 4 工 事 場 所 安城市篠目町地内

なお、愛知県企業庁と立会人型電子契約サービスを利用して行う契約において、契約締結に利用するメールアドレスは、以下のとおりです。

担当者名 _____ 電話 _____
メールアドレス _____

契約締結承認者 役職 _____ 氏名 _____
メールアドレス _____

＜電子契約の留意事項＞

電子契約を希望する場合は、次の留意事項を了承したものとみなします。

- ・メールアドレスについては、それぞれ異なるメールアドレスを記入してください。
なお、担当者と契約締結承認者が同一の場合は、契約締結承認者のみ記入してください。
また、権限のある方が確認される場合は、部署等のメールアドレスでも構いません。
- ・共同企業体として入札に参加する場合は、代表構成員及びその他の構成員ごとにメールアドレスが必要となりますので、上記記入欄に適宜追加してください。
- ・フリーメールアドレス（Gメール等）は利用できません。
- ・電子契約を希望した場合であっても、契約締結予定日までに電子契約サービスを利用した承認が困難な場合は、紙の契約書（印紙必要）に切り替える場合がありますので、ご了承ください。
- ・電子契約の利用状況について、愛知県からアンケート調査を依頼する場合があります。その際はご協力の程、宜しくお願いいたします。

共同企業体での入札参加、及び共同企業体で行った過去の実績等に関する取扱い（単体及び経常建設共同企業体での入札）

今回入札	過去実績	入札参加資格		総合評価項目									
		企業施工実績	配置予定技術者施工実績	企業施工実績	企業工事成績	優良工事表彰	中長期的な担い手確保・国家資格等の取得者	ISO9001	I C T 活用工事	配置予定技術者の施工実績・工事成績	営業所・応急復旧工事等・防災協定等・女性の活躍促進・安全なまちづくり	ISO14001	休み方改革への取組実績
単体	単体	該当工事全部を認める	該当工事全部を認める	県内の営業所実績（県外工事も該当）を認める	工事全部を対象とする	県内の営業所実績を認める	県内に主たる営業所がある営業所を対象とする	参加する営業所を対象とする	制限なし	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	制限なし	参加する営業所を対象とする	制限なし
	経常 J V	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする		実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない
	特定 J V			出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして対象とする	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める	実績として認めない	実績として認めない	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める		実績として認めない	実績として認めない	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の扱いとして認める
経常 J V	単体	経常 J V としての実績がなければ、単体実績を認める	該当工事全部を認める	実績として認めない	対象としない	実績として認めない	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	実績として認めない	元請工事の監理技術者、監理技術者補佐、主任技術者や現場代理人としての実績を認める。ただし施工実績及び工事成績は同一人のものとする	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	経常 J V 構成員のいずれか 1 者が該当すれば認める	実績として認めない
	経常 J V	出資比率 20% 以上のもののみ単体と同様の取り扱いとして対象とする（注 2 参照）		全構成員が同じである経常 J V での実績を認める	全構成員が同じである経常 J V での工事全部を対象とする	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める	実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める		実績として認めない	実績として認めない	全構成員が同じである経常 J V での実績を認める
	特定 J V			実績として認めない	対象としない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない		実績として認めない	実績として認めない	実績として認めない

注 1）本件工事に、単体で入札参加する場合は「今回入札」欄で「単体」を、経常共同企業体で入札する場合は「経常 J V」を選びます。「入札参加資格」や「総合評価項目」の列と、過去の実績が単体としてのものであれば「単体」の行、特定 J V での実績なら「特定 J V」の行がクロスする部分に、実績等の取扱いが記載されています。

注 2）経常 J V は、全ての構成員が同じもののみ同一の企業体として扱いますので、入札参加資格でも過去の施工実績は同一と見なせる企業体での実績が原則です。ただし、そうした工事実績がない場合には、過去の特定及び経常 J V での実績を単体実績扱いとして入札参加資格を審査します。

契 約 書 (案)

- | | | |
|---|------------------------------------|---|
| 1 | 工 事 名 | 第2北部幹線第1工区連絡線(その1)配水管製作接合工事 |
| 2 | 路 線 等 の 名 称 | 第2北部幹線 |
| 3 | 工 事 場 所 | 安城市篠目町地内 |
| 4 | 工 期 | 着手 令和 年 月 日
完了 令和10年1月31日 |
| 5 | 請 負 金 額
うち取引に係る消費税
及び地方消費税の額 | 金 円
金 円 |
| 6 | 契 約 保 証 金 | 必要とする |
| 7 | 前払金支払限度額 | 前払金支払限度額は、金 円とする。
ただし、令和8年度の前払金支払限度額は、
金 円とし、令和9年度の前払金は、令和8年
度における当該限度額に応じた出来高を確認した後、支払う
ものとする。 |
| 8 | 支 払 限 度 額
及び出来高予定額 | 令和8年度の支払限度額及び出来高予定額は、
金 円とし、残額については、令和9年度と
する。 |

契約不適合責任期間 引渡しを受けた日から通水後2年を経過した日まで

上記の工事について、発注者愛知県と請負者 とは、別添条項によつて請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。
この契約を証するため契約書2通を作成し、各自1通を保管する。

令和 年 月 日

発 注 者 愛知県安城市住吉町茅原8-2
愛知県
代表者 愛知県西三河水道事務所
所長 石 塚 友 和

請 負 者